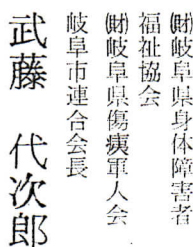


発刊に際して



遼 行 所
 (財) 岐阜県身障者協会
 岐阜県傷痍軍人会
 岐阜市連合会
 岐阜市青柳町5丁目2
 TEL 51-1659

ごあいさつ



私は皆様方の格別なる御支援をいただき市長に就任以來ここに三年目を迎えたのでありますが、この間、人間尊重を基調とした健康で住みよいまちづくりを目指して懸命な努力を重ねてまいりました。

幸い皆様方の温かい御支援、御協力によりその成果が着実に上っておりますことは誠に喜びにたえません。

私は岐阜市第二次総合計画基本構想をふまえ、本年も理想都市実現に邁進する決意であります。

岐阜連合会会長

近年、身体障害者の福祉施策は国及び地方公共団体として民間等の熱意により遂次整備拡充が図られ、特に福祉モデル都市である本市は着々とその効果が表われております。

しかしながら、まだまだ不十分であることは申すまでもなく、市民すべてが生活不安から守られ、生涯を通じて安定した生活が送れる福祉社会をめざして、今後とも行政における一層の努力を傾注いたさねばならぬと存じます。

ここに皆様方の変わらぬ御支援と御協力を心から望むとともに、皆様方の一層の御健康と御多幸をお祈りいたしまして年頭のごあいさついたします。

武藤代次郎
安藤登喜雄

堀	堀	同	同	同
堀源作	堀茂	篠田	信吉	

第一支部長 梅田 猛

第二 白橋 元則
第三 真鍋 亘克

第四	渡辺	三郎
第五	篠田	信吉

第六 堀 茂
第七 浜田 弥吉

第八 吉沢 三次
第九 山田 俊

陽
傷
軍
人
會
支
部
長
(理
事)
第
一
支
部
長
安
藤
登
喜
雄

第二 西川 滿義
第三 武藤代次郎

第四 楓橋 岩雄
第五 沢田市十郎
第六 屈 原作

第八
第七
第六
第五
第四
第三
第二
第一
北川
澄雄
馨

第九 深尾 保男

婦人妻の会連合会長

青木ひさえ
大野つるゑ

同	同	同
北川 みや子	向井 初子	浜田 富江

婦人の会支部長
第一支部長 宮浦 操子

第二 岡田よし子
第三 野村 芳子

第四 山下テル子
第五 中島須磨子

第六	竹内 利子
第七	浜田 富江

第八 高井不二子
第九 大野つるゑ

妻の会支部長
第一支部長
向井
初子

第二 吉田 志
第三 長瀬 澄子
第四 山下 テル子

第六
第五
第四
第三
第二
第一

第七 北川みや子
第八 西垣 文子

第九 松田ひさる

身体障害者及び精神薄弱者のための岐阜市単独事業一覧表

事業の種類	対象者	内容
心身障害児福祉手当	身障手帳所持者の一級、四級及び療育手帳所持者IQ五〇以下で二〇歳未満の児童	年額二四、〇〇〇円支給、国の福祉手当受給者は除く、ただし、重複最重度障害者（IQ三五以下と一・二級の合併症）は併給している。
重度身体障害者住宅改造費助成事業	肢体不自由及び視覚障害者の一級、二級の者で所得税非課税世帯。	日常生活を容易にするための玄関、便所、浴室及び手摺等を改造した費用について、三〇万円を限度に助成する。
重度心身障害者結婚祝金支給事業	身体障害者一級、四級、精神薄弱者IQ五〇以下	祝金一〇、〇〇〇円支給
公営駐車場使用料金の減免	身体障害者一級、四級まで、及び療育手帳Aの者が運転し、又は同乗している車。	駐車場入口で身障手帳又は療育手帳を係員に提示して駐車整理券に減免の認印を受けた車は、料金を減免する。
身体障害者の運転免許取得費助成事業	①免許取得日において六カ月以上市内に居住するもの。 ②身体障害者手帳所持者の一級、四級。 ③自動車教習所において技能を習得し、免許を取得したもの。	助成額三〇、〇〇〇円支給。
身体障害者自動車改造費助成事業	①自動車を就労等のため自から所有し、かつ運転するもの。 ②身体障害者が運転しやすいよう操向装置、駆動装置等の改造を必要とするもの。	助成基準限度額一〇〇、〇〇〇円の三分の二、又は改造費用額の三分の二の少額について助成。
補装具交付及び修理費用自己負担額助成事業	住民基本台帳に記載されている身体障害者（児）（他市町村に所在する施設に措置した者を含む）ただし、他市町村から措置された者は除外。	①自己負担額の全額助成。 ②助成額は障害者の委任状に基づき業者直接支払い。
福祉電話基本料金助成事業	福祉電話貸与世帯。	基本料金全額を市が負担。
重度身体障害者（児）福祉タクシー利用料金助成事業	下肢又は体幹機能障害で一級及び二級に該当する者。ただし、ガソリン費用の助成を受ける者は除く。	乗車一回につき二〇〇円、二四回を限度。乗車券二四枚つづりを交付。タクシー会社十三営業所、個人タクシー協同組合二組合まで助成対象とする。
在宅重度身体障害者自動車ガソリン費用助成事業	自己所有の自動車を自ら運転する下肢又は体幹機能障害で一級及び二級に該当する者。	ガソリン税相当額分を四五円とし、一カ月につき二〇リットルまで助成対象とする。
日常生活用品（具）給付事業	在宅重度身体障害者（一級及び二級の者でねたきり状態にある者） 聴覚障害者二級及び三級。	使用量が一月二〇リットルに満たないときはその使用量。 品目 洗髪器、エヤーパット、マットパン、敷布団。 ろうあ者緊急カード。
身体障害者更生援護施設入通所者に係る自己負担額助成事業	入通所措置した身体障害者で当該世帯の収入月額が食費の国庫負担基準額の二倍の額に満たない世帯に属する身体障害者。	収入月額が基準額の一・五倍未満の場合は、自己負担額の全額の一割の額。 収入月額が基準額の二・〇倍未満の場合は、自己負担額の二分の一の額。
重度心身障害者医療費助成事業	国民健康保険被保険者又は社会保険の被扶養者の七〇歳未満の方で次の要件に該当する者。 ①身障手帳一級から三級の方。 ②戦傷病手帳の特別項症から第四項症の方で、身障手帳四級の方。 ③療育手帳知能指数（IQ）五〇以下の方。	健康保険証を使って病院、診療所、薬局で診療を受けたり、薬をもらったとき、窓口で支払う自己負担額を助成する。 ただし、保険で診療を受けられないものについては助成されない。
重度心身障害（児）者に対する移動浴そう車派遣事業	在宅重度心身障害（児）者で一級から三級、又は知能指数（IQ）三五以下の手帳を所持する六五歳未満の者。	家庭に浴そうを持たない在宅重度心身障害（児）者に対し、定期的（月一〜二回）無料で入浴車を派遣する。